



令和6年度埼玉県父母負担軽減事業補助金ご案内一式

下記の書類をお送りいたします。書類の不足・不鮮明等ございましたら、お手数ですが事務室（TEL0480-34-3381）までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

1. 埼玉県父母負担軽減事業補助金申請について(ご案内) P.1
2. 就学支援金・父母負担軽減事業補助金・奨学のための給付金フローチャート P.3
3. 埼玉県父母負担軽減事業補助金《家計急変世帯》について P.5
4. 【記入例】埼玉県父母負担軽減事業補助金意向確認書 P.7
〔別添資料〕
5. 令和6年度 埼玉県父母負担軽減事業補助金のお知らせリーフレット 1部
6. 埼玉県父母負担軽減事業補助金意向確認書 全員提出書類（申請） 片面1枚
7. 提出用封筒 長3封筒

返還不要の埼玉県による授業料・施設費・入学金補助制度のご案内です。

申請意思の有無に関わらず、『埼玉県父母負担軽減事業補助金意向確認書』

の提出(意思確認)は全員必須です。提出締切:7月19日(金)

《お問い合わせ先》

昌平中学・高等学校 事務室(担当: ^{しちのへ}七戸)

TEL 0480-34-3381 / FAX 0480-34-9854

受付時間 月～金 9:20～15:30 / 第1・3・5土 8:30～13:10

(祝日・休業日は除く)

令和6年7月1日

埼玉県在住保護者様

昌平高等学校 事務室

埼玉県父母負担軽減事業補助金の申請について（ご案内）

埼玉県父母負担軽減事業補助金について、県より案内が配布されましたのでご案内いたします。国の高等学校等就学支援金とは別制度となりますので、必ず書類を提出いただきますようお願い申し上げます。なお、**本補助金を申請する方は、高等学校等就学支援金第2期の認定申請または継続意向登録が必須**となります。申請漏れのないようご注意ください。

家計急変該当と思われる方はP.6～7「埼玉県父母負担軽減事業補助金《家計急変世帯》について」記載の要件をご確認の上、事務室までお問い合わせください。

記

1. 提出書類

- | | |
|--|-------------------------|
| ① 埼玉県父母負担軽減事業補助金意向確認書 | 全員提出（該当・不該当に関わらず） |
| ② 世帯全員の住民票（ 続柄記載あり ・マイナンバーなし）※1・2・3 | 申請希望者のみ |
| ③ 生活保護受給証明書 | 生活保護世帯のみ |
| ④ その他添付書類（事務室にお問い合わせください） | 家計急変世帯のみ |

※1 原則、生徒及び親権者全員が埼玉県内に居住していることが必要です。ただし、親権者1名が単身赴任または親の介護・病気の治療（入院）のために県外（国内）に在住している、または海外勤務している保護者の1年間の正確な収入を証明できる場合は例外的に認められます。親権者が埼玉県内の異なる住所に居住している場合は、それぞれの住民票が必要です。

※2 年度途中で埼玉県から他県に転出した場合、補助額は月割りとなりますので、速やかに事務室までお申し出ください。

※3 令和6年4月1日以降、かつ提出日の3か月以内に発行のもの。

※4 提出書類は原則返却いたしません。

2. 提出期日・提出先

【提出期日】 **令和6年7月19日（金）必着** 期限厳守（日曜・休業土曜・休日を除く）

【提出先】 昌平高等学校 生徒持参：担任がホームルームで回収します。

保護者持参：事務室窓口（平日 8:20～16:35 / 土曜 8:20～13:20）

※ 郵送で提出される場合については、必ず特定記録郵便（またはレターパックライト）でお送りください。引受番号が発行され、配達記録が残ります。書類は折っていただいて構いません。

※ 提出物が期日までに揃わない場合は、提出期日までに事務室まで必ずご連絡ください。連絡がないまま提出が遅れる場合、審査・送金が遅れたり、申請できない場合があります。

※ 家計急変世帯について、令和7年2月中旬頃まで随時受け付ける予定ですが、すでに急変事由が発生している場合は速やかに申請してください。

3. 支給対象

「令和6年度 就学支援金・父母負担軽減補助・奨学のための給付金フローチャート」参照

- ◇ 判定額の計算に不安があり支給対象かどうか分からない場合でも、申請して頂いて構いません。審査の結果、該当しなかった場合は理由を添えて通知をお送りします。
- ◇ 扶養親族数(税制上の数)によって一部基準額が異なります。なお、政令指定都市で市民税を課税されている場合は、調整控除額に 3/4 を乗じたものを使用します。また、判定額上の配慮として、支給対象生徒が平成 20 年 1 月 2 日～4 月 1 日早生まれの場合、16 歳以上として数え、判定額についても以下の式を用いて算出します。

$$\text{【判定額】} = (\text{【(市町村民税の)課税標準額】} - 33 \text{ 万円}) \times 0.06 - \text{【市町村民税の調整控除額】}$$

- ◇ 高等学校等就学支援金第2期受給者が対象となります(家計急変世帯を除く)。

4. 支給方法・時期

- ◇ 本校は学費等との相殺ではありません。通常通り授業料を納入いただいた上で、学費等預金口座への振込支給となっております。
- ◇ 通常審査について、県から学校への入金確認後、該当生徒の学費等預金口座に12月頃(予定)一括送金いたします。なお、送金時期については県の審査状況によって前後しますので、送金時期になりましたら送金案内を郵送いたします。ご了承ください。
- ◇ 就学支援金の家計急変申請を行っている場合、就学支援金の審査が完了してからの審査になります。そのため、急変(申請)時期によっては、年度を超えての支給となります。

5. その他

- ◇ 提出書類は原則返却しませんので、必要な場合はコピーをお取りください。
- ◇ 年度途中で、収入の修正申告や税額の更正、離婚・死別、養子縁組等による保護者(親権者)の変更があった場合には、支給額が変更となることがあります。つきましては、すみやかに事務室までご連絡くださるようお願い申し上げます。
- ◇ 年度途中で埼玉県から他県に転出した場合、補助額は月割りとなりますので、速やかに事務室までお申し出ください。
- ◇ 学校が知り得た個人情報、適切に管理し、「埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金」(本事業)及び「高等学校等就学支援金」「埼玉県私立学校奨学のための給付金」のご案内以外には使用いたしません。

【埼玉県在住者用】令和6年度 就学支援金・父母負担軽減補助金・奨学のための給付金 フローチャート

- (1) 保護者(親権者)の「課税標準の額」と「調整控除の額」がわかるものを用意します。
- (2) 市町村民税の「課税所得」をもとに算出した判定額で判断します。

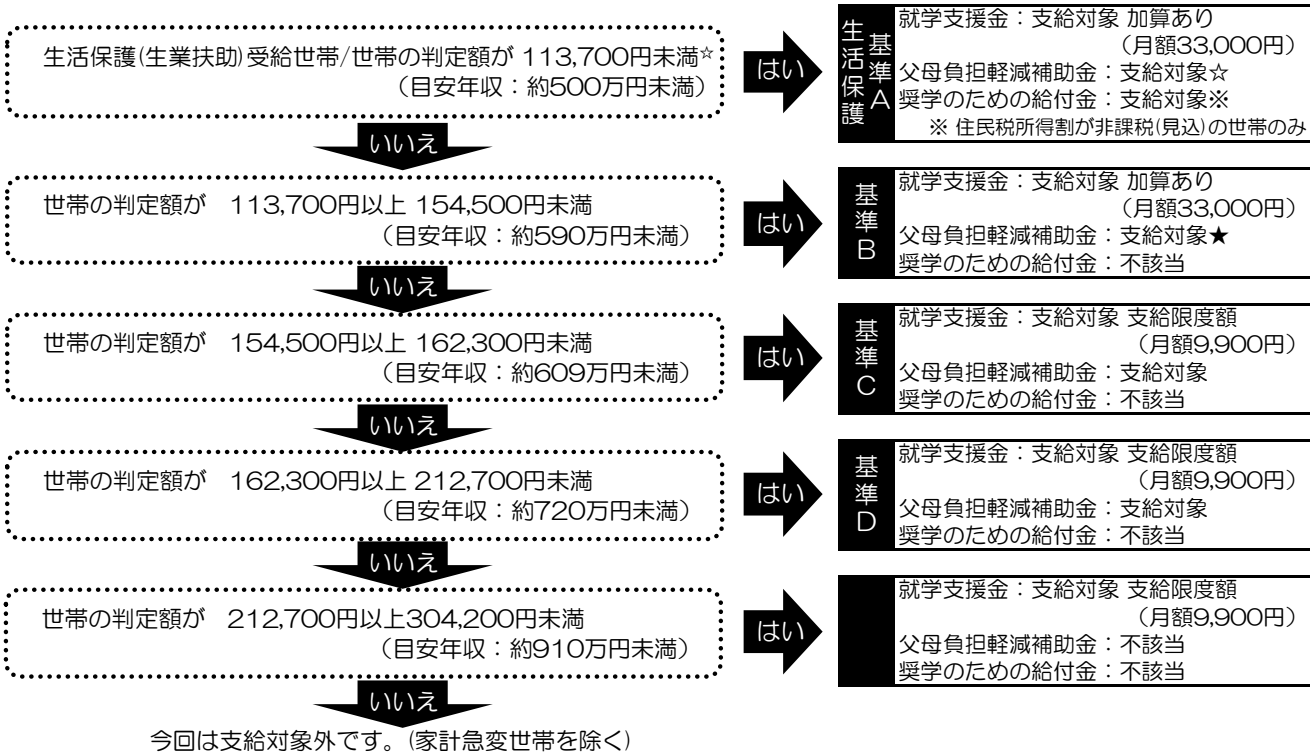
【判定額】=[(市町村民税の)課税標準の額^{*1}] \times 0.06-[市町村民税の調整控除の額^{*2}]

^{*1} 支給対象生徒が平成20年1月2日～4月1日早生まれの場合、課税標準の額が大きい保護者(親権者)の課税標準の額より33万円を減じて算定します。
^{*2} 政令指定都市で市民税を課税されている場合は、調整控除の額に4分の3を乗じる。

- (3) 保護者(親権者)が2人いる場合は、2人の判定額を合算してください。

- ★ 年度途中で親権者の変更(死別・離婚・再婚(養子縁組)等)があった場合、就学支援金の支給額変更等に該当することがあります。速やかに本校事務室までお申し出ください。
- ★ 海外赴任等で海外に在住しており(在住していた)課税されていない場合は、裏面「その他」をお読みください。

「課税標準の額」「課税控除の額」を確認できるもの
 令和6年度 課税証明書等(名称や記載項目が異なる場合あり)、令和6年度 特別徴収税額決定通知書(給与所得のみの場合/調整控除の額の記載がない場合あり)、納税通知書、マイナポータル



☆ 基準Aの判定基準について
 父母負担軽減補助金は扶養親族数により基準額が異なります。裏面の基準額表をご確認ください。該当する扶養親族数がない場合はお問い合わせください。

★ 基準Bの父母負担軽減事業補助金について
 就学支援金第1期(4～6月分)受給月額が33,000円だった場合、就学支援金による満額受給となり、2・3年生は支給対象外です。

家計急変として申請希望の方は、事務室までお申し出ください。

● 父母負担軽減補助金 家計急変世帯 (最終受付: 令和7年1月末日)

主たる生計維持者の失職等・死亡・被災・離婚による親権喪失により、収入確保の手段を失った

対象となる急変事由発生時期
 《失職等》令和4年1月2日～
 《死亡・被災・離婚》令和6年1月1日～令和6年12月31日

【注意事項】
 父母負担軽減補助金は県の単年度事業のため、年度を遡っての申請はできません。家計急変世帯の添付書類は、本校事務室(TEL0480-34-3381)に直接お問い合わせください。

詳細は5ページ「埼玉県父母負担軽減事業補助金《家計急変世帯》について」を参照

● 奨学のための給付金 家計急変世帯 (最終受付: 令和7年2月中旬)

令和6年度の住民税所得割に課税額があり、家計急変事由の発生により令和7年度の住民税所得割が非課税見込となるご家庭

【家計急変事由例】
 保護者等の死亡・離婚、やむを得ない事情による失職
 傷病による休職
 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減のため公的支援を受けた等

【参考】非課税相当の目安
 2人世帯 年収約204万円未満
 3人世帯 年収約221万円未満
 4人世帯 年収約271万円未満
 5人世帯 年収約321万円未満

● 父母負担軽減補助金 基準額表【基準Aのみ】

扶養親族数（16歳未満/16歳以上19歳未満）は税法上の人数（課税日1月1日現在）です。支給対象生徒が平成20年1月2日～4月1日早生まれの場合は、判定額上の配慮として16歳以上として数えます。

扶養親族数	16歳以上19歳未満					
	0人	1人	2人	3人	4人	
16歳未満	0人	113,700			115,600	133,000
	1人	129,300		141,900	154,500	
	2人	138,000	150,600	163,200	175,800	
	3人	146,700	159,300	171,900	184,500	
	4人	168,000	180,600	193,200	205,800	

● 補助年額一覧(参考)

就学支援金受給月額が年度を通して変わらなかった場合の補助額です。年度途中で変更になった場合、補助額の内訳が変わることがあります。

入学金	自己負担130,000			自己負担額		
	父母負担軽減（新入生のみ）100,000			230,000		
施設費	父母負担軽減			自己負担147,280		
	147,280			(施設設備費70,000+維持管理費6,440×12)		
授業料	就学支援金	就学支援金	就学支援金	父母負担軽減	父母負担軽減	自己負担
	396,000	396,000	396,000	277,200	277,200	277,200
補助区分	生活保護受給世帯	基準A	基準B	基準C	基準D	就学支援金のみ

● その他

- 所得確認を行う保護者(親権者等)が海外赴任等で日本国外に在住しており(在住していた)、住民税の課税が海外在住期間の収入を反映しておらず、正確な収入に基づく審査ができない場合

就学支援金…支給限度額のみ支給になります。加算は認められません。

日本国内に在住する保護者等がいる →判定額を確認
日本国内に在住する保護者等がない→支給限度額(月額9,900円)

父母負担軽減補助金…詳細は事務室にお問い合わせください。
給与収入のみの場合 →派遣元発行の収入証明にて所得の確認
個人事業主の場合 →確定申告の写し等、1年分の正確な収入が証明できる場合審査対象

※ 提出書類について外国語で記載されている場合、申請者である保護者(親権者等)において必要部分を翻訳して提出する必要があります。
また、すべての収入について書類を提出する旨の誓約書が必要です。

埼玉県父母負担軽減事業補助金《家計急変世帯》について

失職等・死亡・離婚・被災が以下の要件に該当した場合、「家計急変世帯」として補助を受けられる場合があります。

なお、高等学校等就学支援金において既に支給限度額(月額 33,000 円)を受給しており家計急変を申請しない場合でも、本補助金の家計急変世帯申請においては施設費や入学金について補助を受けられる場合がございますので申請漏れのないようご注意ください。申請年度を遡って申請することは出来ません。

	失職等	死亡・離婚	被災
対象となる期間	令和4年1月2日～ 令和6年12月31日	令和6年1月1日～令和6年12月31日	
所得要件	世帯の推計年収 ^{※1} 約590万円未満相当 (算定基準額154,500円未満)	前年所得が少ない方の 保護者の前年年収が 約720万円未満相当 (判定額 ^{※2} 212,700円未満)	前年の世帯年収が 約720万円未満相当 (判定額 ^{※2} 212,700円未満)
家計急変要件	【次ページ参照】 (就学支援金に準じる)	前年の収入が多い方の 保護者の死亡・離婚に より親権喪失	災害(地震・水害・火事 等)により半壊以上

※1 家計急変事由発生後の3か月(事由発生から令和6年4月より前に発生している場合は令和6年1月～3月分)の収入状況から年収を推計し、所定の算定方法を用いて「算定基準額に相当する額」を算出。なお申請時の計算には就学支援金「年収推計シート(Excel)」を用いる。

※2 通常の判定額の算出方法に同じ。なお、支給対象生徒が平成20年1月2日～4月1日早生まれの場合、以下の計算式を用いる。

$$\text{【判定額】} = (\text{【(市町村民税の)課税標準額】} - 33 \text{ 万円}) \times 0.06 - \text{【市町村民税の調整控除額】}$$

■ 補助開始月

補助開始月は、以下①、②のうちいずれか遅い月とする。

- ① 当該年度の初月(令和6年4月)
- ② 家計急変発生日の翌月(月の初日が家計急変発生日の場合は当月)

■ 補助終了月

補助終了月は、以下①～③のうちいずれか早い月とする。

- ① 当該年度の末月(令和7年3月)
- ② 推計年収590万円を超える月の前月
- ③ (事由発生日が令和4年1月2日～令和5年1月1日の場合)令和6年6月

■ 「失職等」の申請・審査の流れ(概要)

基本的には、就学支援金(家計急変支援制度)の申請の流れに沿った方法で審査が行われます。就学支援金と重複する審査については、その審査結果を流用します。なお、就学支援金と異なり、本補助金では1月の収入状況確認を行いません。

「失職等」に含まれる主な家計急変事由

1. 主たる生計維持者である保護者等が会社員など被雇用者の場合

- 負傷・疾病による療養のために勤務できないこと(その後 90 日以上就労困難)
- 自己の責めに帰することのできない理由による離職※
 ※ 雇用保険受給資格者証に記載された以下の離職理由コードの離職理由が対象
 (例: 会社都合の解雇、正当な理由のある自己都合退職(倒産状態の会社を離職、
 妊娠出産育児、父母の扶養、親族の常時看護等による離職))

離職理由 コード	離職理由
11 (1A)	解雇((1B)及び被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇に該当するものを除く。)
12 (1B)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21 (2A)	特定雇止めによる離職(雇用期間 3 年以上雇止め通知あり)
22 (2B)	特定雇止めによる離職(雇用期間 3 年未満等更新明示あり)
23 (2C)	特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間 3 年未満等更新明示なし)
31 (3A)	事業主からの働き掛けによる正当な理由のある自己都合退職
32 (3B)	事業所移転に伴う正当理由のある自己都合退職
33 (3C)	正当な理由のある自己都合退職((3A)、(3B)又は(3D)に該当するものを除く。)
34 (3D)	特定の正当な理由のある自己都合退職(平成 29 年 3 月 31 日までに離職した被保険者期間 6 月以上 12 月未満に該当するものに限る。)

2. 主たる生計維持者である保護者等が自営業者などの場合

- 負傷・疾病による療養のための廃業・休業(その後 90 日以上就労困難)
- 営む事業が債務超過等の状況※となり、その事業を廃止等した場合
 ※ 破産手続きの開始(破産法 18, 19 条)、特別清算開始の申立て(会社法第 511 条)、再生手続開始の申立て(民事再生法第 21 条)、更生手続開始の申立て(会社更生法第 17 条)、金融取引の停止
- 妊娠、出産、育児等により事業を廃止し、その後 30 日以上就労が困難な場合
- 保護者等の父母の死亡、疾病・負傷等(90 日以上)のため、保護者等の父母を扶養するために事業の廃止を余儀なくされた場合
- 常時保護者等本人の介護を必要とする親族の疾病、負傷等(事業を廃止し、その後看護を必要とする期間が 30 日以上、または常時の介護が必要なもの)のために事業の廃止を余儀なくされた場合

3. その他の家計急変事由

- 主たる生計維持者である保護者等が、被災により就労困難等となった場合(当面の間、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減も含む)
- ※ 会社役員、公務員についても家計急変事由に該当する場合がある。詳細は「高等学校等就学支援金 家計急変事由一覧」参照のこと。

■ 対象とならない場合

- 定年退職、自己の責めに帰する理由による自己都合退職 等

記入例

① 提出日: 令和 6年 7月 1日

埼玉県父母負担軽減事業補助金 申請意向確認書

- ② どちらか
チェック
- 令和6年度埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金を受けたいので、
証明書類を添えて申請いたします。
- 令和6年度埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金の受給対象に当
てはなりません。(所得要件に当てはまらない / 世帯の住民票が県外)
- 「受給対象に当てはなりません」を選択した方は該当する理由に✓を記入。

③ 全員 記入	クラス	1年 1組 1番	学籍番号	24000	※学校使用欄
	ふりがな	しょうへい たろう		令和6年1月1日扶養親族数 (別居の者も含む)	16歳未満 16~19歳
④ 申請者 記入	生徒氏名	昌平 太郎			2 0
	ふりがな	しょうへい いちろう	続柄	令和6年1月1日課税地	※【県外親権者】
	保護者① 氏名	昌平 一郎	父・母 他[]	杉戸 市(町・村)	<input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 海外勤務
	ふりがな	しょうへい はなこ	続柄	令和6年1月1日課税地	※【県外親権者】
	保護者② 氏名	昌平 花子	父・母 他[]	杉戸 市(町・村)	<input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 海外勤務
	現住所	〒345-0044 埼玉県 北葛飾郡杉戸町下野851			
	電話番号	080 - 1234 - 5678 (日中繋がる。連絡先をご記入ください)			
⑤ 申請者のみ 該当区分に○ 住民票等を添付		生活保護受給世帯	家計急変世帯	左記2つ以外 (基準A~D)	
		○	○	○	
	その他証明書	(保護者が外国籍の場合) 生活保護受給証明書		○※2・3	△※3

※1 原則、生徒及び親権者全員が埼玉県内に居住している必要があります。ただし、親権者1名が単身赴任または親の介護・病気の治療(入院)で県外(国内)に居住している、または海外勤務をしております(していた)1年間の正確な収入を証明できる場合は例外的に認められます。いずれかに該当する場合は、「県外親権者」のチェックボックスに✓してください。

※2 急変事由によって必要書類が異なります。事前に事務室までお問い合わせください。

※3 海外勤務者の所得確認書類については、事務室にお問い合わせください。

以下学校記入欄(提出時記入不要)

スカラ種別	A・B・C (単願・併願)	扶養人数	平成20(2008).1.2~生
			平成17(2005).1.2~ 平成20(2008).1.1生
		失職	基準A
		離婚	基準B
		死亡	基準C
		被災	基準D
		生活保護	対象外

支援金第2期意向なし(対象外)